

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年2月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を改正する規程
京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条を次のように改める。

(使用料)

第7条 使用者は、土地に交通用具を駐車するに当たり、使用料を納入することを要しない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(駐車の許可の取消し)

第10条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車の許可を取り消すことができる。

- (1) この規程又は管理者が別に定める事項に違反したとき。
- (2) 使用者が死亡したとき。

2 前項第1号の規定により駐車の許可を取り消された職員は、特別な事情がない限り、再度の交通用具の駐車の申請をすることができない。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第5号様式中「第10条」を「第9条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第7条の規定は、平成21年3月1日以後に土地に駐車した交通用具に係る使用料について適用し、適用日前に土地に駐車した交通用具に係る使用料については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部総務課)